

学校法人羽陽学園
羽陽学園短期大学
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

羽陽学園短期大学の概要

設置者 学校法人 羽陽学園
理事長 原田 久雄
学 長 渡邊 洋一
A L O 高桑 秀郎
開設年月日 昭和 57 年 4 月 1 日
所在地 山形県天童市大字清池 1559

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児教育科		80
	合計	80

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	福祉専攻	25
	合計	25

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

羽陽学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月20日付で羽陽学園短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

羽陽学園短期大学は、「敬・実・和」を建学の精神として定め、「他者理解を通して自己理解と自己改革を行い、社会活動に積極的に参加しながら、生涯にわたる自己実現を行う人間性豊かな人材の育成」と定めた教育理念の中に建学の精神は明確に示されている。

幼児教育や介護福祉をテーマとした公開講座、障害児保育研究センター所員による育児・保育上の相談指導や地域活動への講師派遣、ゼミやサークル単位のボランティア活動等により、学科の専門性を生かした地域・社会貢献を行っている。

建学の精神及び教育目的に基づいて、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの学習成果を定めている。また、三つの方針はいずれも組織的議論により策定され、学習成果とともに、大学概要、学生便覧、ウェブサイト等によって学内外に表明されている。

自己点検・評価活動は自己評価委員会が主導し、全教職員が関与して自己点検・評価報告書の作成に取り組み、毎年度公表している。外部評価委員会においても意見を収集し、評価の結果は教授会で共有し改善に活用している。また、学習成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）を定め、学習成果については、関係するデータを大学改革推進センターIR推進部門で分析し、教授会で定期的に点検しており、教育の質向上のためのPDCAサイクルを実行している。

卒業認定・学位授与の方針は機関レベルの学習成果に対応したものとして策定されている。卒業の要件、資格取得の要件等は学則に定め、学生便覧等で明確に示している。

教育課程編成・実施の方針に基づき、教育課程は1年次から2年次の学習の流れの中で基礎から応用へ、理論から実践へと連なる科目を体系的に編成している。カリキュラム・マップに学習成果と科目との対応関係を示し、「個人ポートフォリオ」に学習成果の獲得状況を集積し、測定する仕組みを整備して教育目標の達成に努めている。

入学者受入れの方針を定め、学生募集要項、ウェブサイト等で公表している。多様な入学者選抜の方法を設けてそれぞれ選考基準を設定し、受験生の能力や適性から総合的に評価しており、公正かつ適正に実施されている。

教員はシラバスに記載した評価方法と成績評価基準に基づき、学習成果の獲得状況を適切に把握している。FD・SD活動に積極的に取り組み、「定例FD・SD懇談会」を定期的

に実施している。入学予定者に対する入学前教育から、入学後のクラス担任制の実施、就職指導、卒業後の「就職アフターケア巡回」まできめ細かく学生支援を行っている。学園独自の奨学金制度「羽陽学園奨学金」を設けている。

就職支援は、就職指導委員会を設置し学生課と連携を図りながら、求人情報や学生の就職希望状況、就職活動状況及び内定状況の把握を行っている。

教員組織は短期大学設置基準を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。教員の採用及び昇任については規程に基づき適切に行われている。専任教員の研究活動に関する規程は整備されており、研究倫理教育を定期的実施し研究倫理の遵守に取り組んでいる。

事務組織は「組織規程」に基づき責任体制が明確で、事務関係の諸規程も整備されている。事務職員は教員及び各種委員会と連携し、学生の学習成果の向上に向けた適切な支援を行う体制がとられている。教職員の就業に関する規程等は整備されており、学内ネットワーク上で閲覧ができる。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。図書館は蔵書検索エンジンのシステム刷新により、スマートフォン等の外部端末からの蔵書検索が可能となり利用環境が向上している。施設設備は規程に基づき適切に維持管理している。火災や地震等の危機管理は、規程を整備し、全学生・教職員を対象に避難訓練も実施している。遠隔授業システム用機材一式を整備し、対面と遠隔のハイブリッド式の授業ができる環境を整えている。さらに情報処理システムの更新を進め、演習室のパソコンとモニター等を更新し、教職員も ICT 研修を受講している。

財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を深く理解し、学校法人を代表しその業務を総理している。理事会は寄附行為に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

学長は、学長選考規程に基づき選任され、教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮している。また、教授会を学則等の規定に基づき短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営するとともに、建学の精神に基づいた教育研究に邁進している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を適宜監査している。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織され、私立学校法の規定に従い、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則の規定に基づく教育情報及び私立学校法に定められた学校法人の情報をウェブサイト等で公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個

性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 付設する障害児保育研究センター所員による幼稚園等の巡回指導、保育所における職員研修への大学教員の派遣、連携協定を結ぶ高等学校における介護福祉に関する実習の事前・事後指導の授業、学生による地域団体と連携した学習支援教室の支援・レクリエーション指導等により、地域の子育て支援に取り組むとともに地域で必要とされる人材の育成に貢献している。

[テーマ B 教育の効果]

- 教育目的に基づく人材育成の検証のために毎年度「卒業生の職場アンケート」を実施するだけでなく、卒業生の就職先を「就職アフターケア」として訪問し、評価を口頭で聴取している。この2種類の検証方法を併用することで、地域・社会が幼児教育や介護福祉の場に求める人材の資質をより明確に把握することが可能になっている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定レベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 教育課程は、カリキュラム・マップに3つのステップ、14項目の目標を設けて、それらの達成状況を「個人ポートフォリオ」に集積して成果を測定できる仕組みを整備し、学習成果の獲得を支援している。また、「カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA」等のデータも管理しており、これらは、「実習ノート」への業績記録を基に対話を行う取り組みや、在学中の学びが就職後に生かされているかを査定する際の基礎になっている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- FD・SD活動は、事務職員も参加する2か月に1回の「定例FD・SD懇談会」を開催し、テーマに応じて学生も参加している。他大学が主催する「FDネットワークつばさ」が行う合同研修会への参加、教員全員が同じ授業を参観して行う「学内公開授業・授業検討会」の開催、各教員が年度はじめに具体的に掲げた個人目標に対する自己評価の学内掲示、「卒業時満足度調査アンケート」や「授業改善アンケート」の実施など、全学を

あげて積極的に学習成果獲得の向上に取り組んでおり、これらの結果を「FD・SD活動報告書」としてまとめ、学内やウェブサイトで公表している。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長は、平成 29 年度に大学改革推進センターを設置した。IR 推進部門、入試企画部門、地域連携・高大連携推進部門、大学間連携推進部門の 4 部門で出発し、令和 5 年度に全学の情報システムを更新したのを機に情報化推進部門を加えて改善を図ってきた。さらに、地域連携・高大連携推進部門と大学間連携推進部門を地域連携推進部門に統合し、学長自らがセンターの所長として、短期大学の向上・充実に努めている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人羽陽学園第二次アクションプラン」及び「学校法人羽陽学園第二次アクションプラン」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

羽陽学園短期大学は、「敬・実・和」を建学の精神として定め、それを敷衍化し「他者理解を通して自己理解と自己改革を行い、社会活動に積極的に参加しながら、生涯にわたる自己実現を行いうる人間性豊かな人材の育成」を教育理念としている。建学の精神、教育理念は大学概要等によって学内外に表明している。教職員に対しては年度はじめに開催する臨時教授会において建学の精神を確認・共有し、学生には式典や1年次科目「基礎教養入門」等を通して建学の精神に基づく学びについて伝えている。

地域・社会に向けて、幼児教育や介護福祉をテーマとした公開講座を開講し、付設する障害児保育研究センターでは、所員による育児・保育上の相談指導や幼稚園等の巡回指導を行い、個別支援を必要とする幼児の保育研究に取り組んでいる。また、連携協定を締結した高等学校との意見交換会や介護福祉に関する実習の事前・事後指導、地域の地方公共団体や教育機関等の要請を受けた活動への講師派遣、ゼミやサークル単位のボランティア活動等により、学科の専門性を生かした地域・社会貢献を行っている。

教育目的を建学の精神に基づき確立し、学生便覧やウェブサイト等で学内外に表明している。教育目的に基づく人材の養成が地域・社会の要請に応えているかどうかを「卒業生の職場アンケート」の分析や外部評価委員会の評価により定期的に点検している。

建学の精神及び学科の教育目的に基づいて、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの学習成果を定め、学生便覧とウェブサイト等を通じて学内外に表明している。また、学習成果については次年度の教育計画策定と社会的貢献等の観点から目的ごとに分け、教授会で定期的に点検している。

教育理念に基づき、三つの方針を一体的に定めている。運営委員会及び教授会における組織的議論により三つの方針を策定し、学生便覧やウェブサイト等を通して学内外に表明している。三つの方針を踏まえて、教育課程レベルの学習成果である4つの能力の育成をねらいとした教育活動を行っている。

自己点検・評価活動は、規程に基づき、自己評価委員会主導の下で全教職員が関与して自己点検・評価報告書の作成に取り組んでいる。地元のステークホルダーがメンバーである外部評価委員会においても自己点検・評価に関する意見を聴取している。自己点検・評価活動の結果は理事会に報告され、教授会で共有し、改善に活用しており、自己点検・評価報告書は毎年度、ウェブサイトに公表している。

学習成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）を定め、各レベルの学習成果を査定している。卒業認定、資格の取得状況や専門職への就職率、「個人ポートフォリオ」等により機関レベル、教育課程レベルでの学習成果を査定し、学習成果に関わるデータは大学改革推進センターIR推進部門で分析し、教授会で定期的に点検している。さらに、学内公開授業・授業検討会等を取り入れ、その結果を学習指導の改善、科目の学習成果の査定に生かしており、教育の質向上のためのPDCAサイクルを実行している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

機関レベルの学習成果「専門職としての自覚および技術」、「専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作ることができる能力」に対応して、卒業認定・学位授与の方針を定め、ウェブサイト等で学内外に示している。卒業の要件、資格取得の要件等は学則に定め、学生便覧等で明確に示している。

教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程は幼児教育、介護福祉の免許・資格取得に関わる科目を体系的に編成し、1年次から2年次への学習の流れの中で基礎から応用へ、理論から実践へと連なるよう科目を開講している。カリキュラム・マップにおいて、教育課程レベルの学習成果（4つの能力）を3つのステップに示し、14項目に設定した科目の学習成果を明示している。シラバスには成績評価の方法・基準等の必要項目に加え、科目と卒業認定・学位授与の方針等の関連を記載し、教育課程の中での位置付けを明確に示している。なお、学期ごとに履修登録できる単位数の上限については学生便覧に記載して運用しているが、学則上の規定がないことから、学則にその根拠となる規定を設けることが望まれる。

基礎教養科目においては、人文科学、社会科学、自然科学の各分野の科目を開講し、専門科目においては、専門分野の視野を広げ、人間の成長・発達の過程、老化の過程双方の観点から人間全体を俯瞰し、人間理解を深めることができるような教育課程を編成している。職業教育については、実習の事前事後指導や実習報告会、各科目での振り返りを丁寧に行い、理論と実践を往還しながら学べるよう配慮している。

入学者受入れの方針に基づき、多様な入学者選抜の方法を設けてそれぞれ選考基準を設定し、受験生の能力や適性から総合的に評価しており、公正かつ適正に実施されている。入学者受入れの方針については、進学懇談会の機会や、教職員による高等学校への巡回訪問において意見を聴取している。

学習成果は観点・基準を定めた「学修成果ルーブリック」を用いて定期的に測定できる仕組みを整備している。実習の成果は、「実習ノート」にまとめられ、教員が点検して面談等に活用されている。さらに、量的データでは「個人ポートフォリオの学修成果ルーブリック」、「カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA」、「単位修得率」及び「免許・資格取得率」を活用して測定している。「卒業生の職場アンケート」等を実施し、在学中に学んだことが就職後に生かされているかどうかを測定している。また、卒業生・修了生の就職先を訪問し、職場での評価を口頭で聴取している。それらの結果は大学改革推進センターIR推進部門が中心となり評価・分析し、学習成果の把握と教育活動の見直しを行っている。

教員は、成績評価基準に基づき、学生の学習成果の獲得状況を評価している。また、授業評価アンケートによる学生の意見聴取や、学内公開授業・授業検討会等により、組織的に授業の改善に取り組んでいる。クラス担任・ゼミ指導教員は、学習状況を教授会資料などで把握してきめ細かな指導を行い、学生の履修状況等は事務局と情報共有している。事務職員は、教育課程及び学生生活に関するオリエンテーションを実施するとともに、学習状況を把握して学生を支援している。

入学希望者には、オープンキャンパスや進学ガイダンス等で入学後の学習や学生生活全般に関わる具体的な情報の提供を行い、総合型と学校推薦型選抜入試で合格した入学予定者には入学前教育としてプレキャンパスを実施している。入学者には、学習成果の獲得に向けて履修に必要な情報についてオリエンテーション等を実施している。またクラス担任制を設け、学生の学習上の悩みの窓口となるとともに、学生生活や卒業、就職の指導を行う体制をとっている。学友会の課外活動を学生委員会が支援している。経済支援として、学園独自の奨学金制度「羽陽学園奨学金」を設けるほか、地方公共団体等が設ける給付制度の説明等も行っている。学生の健康管理やメンタルヘルスについては、専任教員と非常勤のスクール・カウンセラーに相談できる体制を整えている。学生の地域貢献活動は、「個人ポートフォリオ」に記載し、積極的に評価している。

就職指導委員会を設置し学生課と連携しながら、求人情報や学生の就職希望状況、就職活動状況及び内定状況の把握を行っている。2年次には「就職指導講座」にて、就職活動の進め方や卒業生による就職活動の経験報告などの就職活動情報を提供している。また、進路指導室を設置し、学生の進学相談や面談等に活用されている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織が編制され、短期大学設置基準を充足する教員が配置されている。専任教員の採用及び昇任は、「教員選考規程」と「教員選考基準」に基づいて行われており、教員の学内外での業務等を正確に把握するための「教員の個人評価制度」を導入している。また、教育研究と社会貢献活動の充実を目的に、「特任教員」の採用制度を設けるなど、新たな取り組みがなされている。

専任教員の教育研究活動は、教育課程編成・実施の方針に基づき行われ、研究成果の発表の場として発行する紀要は「羽陽学園短期大学リポジトリ」で公表されている。研究活動を促進する風土が醸成されており、外部研究費については科学研究費補助金の獲得に加え、令和5年度には山形県私立短期大学協会による教育研究支援事業から研究補助金を受けている。また、研究倫理に関する規程を制定し、研究倫理教育も定期的実施し研究倫理の遵守に取り組んでいる。FD・SD活動は、事務職員も参加する「定例FD・SD懇談会」を2か月に1回開催し、テーマにより学生も参加している。この結果を「FD・SD活動報告書」としてまとめ、学内掲示やウェブサイトで公表している。

事務組織は、「組織規程」に基づき事務局長が業務を主管し、責任体制が明確であり、事務関係の諸規程も整備されている。事務職員は各種委員会にも出席し、教員及び各種委員会と連携し、学生の学習成果獲得の向上に向けて適切な支援を行う体制がとられている。

教職員の就業は、就業規則等を整備し、教職員は学内ネットワーク上で自由に閲覧でき

るよう整えている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足している。幼稚園教諭二種免許状、保育士及び介護福祉士養成のための十分な講義室、演習室、実習室、機器、備品等が設置されている。障がい者への対応として、玄関のスロープや段差の解消、多目的トイレやエレベーターの設置など、利便性に配慮した設備を整備している。図書館は蔵書検索エンジンのシステム刷新により、スマートフォン等の外部端末からの蔵書検索が可能となり図書館利用環境が向上している。大型絵本を多数備えており、在校生に加えてオープンキャンパス参加者や地域の児童等にも活用されている。遠隔授業システム用機材一式を整備し、遠隔授業の際に講堂や講義室からの授業配信が可能となり、対面と遠隔のハイブリッド式の授業にも対応している。

施設設備は、「経理規程」及び「固定資産管理規程」、「物品管理規程」により維持管理している。火災や地震、防犯対策等の総合的な危機管理は、「危機管理規程」、「危機管理基本マニュアル」を整備して対応しており、全学生・教職員を対象に避難訓練も実施している。コンピュータシステムについては、令和4年度から5年度にかけて全学の情報システム及びセキュリティ対策を更新し、省エネルギー対策は、空調電源の事務室での集中管理や、デマンド監視装置の活用等により、節電に努めている。

技術的資源については、教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、ハードウェア及びソフトウェアの段階的な向上・充実を図っている。情報処理演習室のパソコンとモニター等を更新し、学生はこれらの機器を使って、必修科目「情報処理演習」を中心に、情報技術の向上を図っている。教職員に対してはFD・SD合同研修会にてICT研修を実施している。

財務状況について、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学園経営改善短期アクションプラン」及び「学校法人羽陽学園第二次アクションプラン」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を深く理解し、地域のステークホルダーとの良好な関係を築き、学校法人を代表しその業務を総理している。

理事会は寄附行為に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督し、また、学校法人及び短期大学運営に必要な規則・規程等の整備を行っている。理事は寄附行為に基づき選任され、建学の精神を理解し、健全な運営についての学識及び見識を有している。

学長は、学長選考規程に基づき教授会での選考を経て選任され、教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮している。教授会は学則等の規程に基づき適切に開催されており、教育研究上の審議機関として運営されている。年度はじめには臨時教授会が開催され、学長から建学の精神、教育方針等についての説明がなされ、学習成果及び三つの方針に対する認識の共有を図っている。また学長は、規程等に基づき、教授会の下に教育上の委員会等を設け適切に運営するとともに、大学改革推進センターを設置し運営体制の改善を図り、短期大学の教育研究活動の向上・充実に努めている。さらに、山形県内の他の短

期大学との連携や研究活動の向上・充実にも力を注いでいる。学生の懲戒の手続に関する規程は整備されている。

監事は、監査計画書を作成し、法令等に基づいて、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を適宜監査している。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。理事会及び評議員会に出席し意見を述べるほか、事業所を訪問して業務監査を実施し事業所長との意見交換を行い、教
学面での状況把握にも努めている。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織されており、私立学校法の規定に従い、理事長を含め役員
の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則の規定に基づく教育情報、及び私立学校法に定められた学校法人の情報をウェブサイト
で公表・公開している。また、令和 3 年度には羽陽学園短期大学ガバナンス・コードを定め、ウェブサイト
で公表しており、積極的に情報を公開し説明責任を果たしている。